



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 第13号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）・・・6
- 第14号 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（税務課）・・・・・・・7
- 第15号 大和高田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例（市民協働課）・・・・・・・11
- 第16号 大和高田市印鑑条例の一部を改正する条例（市民課）・・・・・・・12
- 第17号 医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（こども施策課）・・・・・・・13
- 第18号 大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（企画整備課）・・・・・・・14

規則

- 第26号 大和高田市保育所条例施行規則及び大和高田市基本時間外保育及び一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則（保育幼稚園課）・・・・・・・15
- 第27号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）・・・・・・・17
- 第28号 大和高田市総合福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則（福祉施策課）・・・・・・・18
- 第29号 大和高田市会計規則等の一部を改正する規則について（会計課）・・・・・・・24

訓令

- 第9号 令和8年度大和高田市児童ホーム事業運営業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（保育幼稚園課）・・・・・・・26

告示

- 第109号 公示送達（保険年金課）・・・・・・・28
- 第110号 大和高田市議会定例会の招集（財政課）・・・・・・・29
- 第111号 放置自転車等の移動、保管（危機管理課）・・・・・・・30
- 第112号 住民票の消除（市民課）・・・・・・・31
- 第113号 引取りのない自転車等の処分（危機管理課）・・・・・・・32
- 第114号 令和8年度大和高田市一般会計補正予算（第3号）等の要領の公表（財政課）・・・33

公告

- 第109号 令和8年11月納品分学校給食用物資（青果物）納入に関する条件付き一般競争入札（教育総務課）・・・・・・・42
- 第110号 令和8年度職員用コンピュータ機器一式及びプリンター一式リースに関する条件付き一般競争入札（総務課）・・・・・・・45
- 第111号 令和8年度大和高田市航空写真撮影業務委託に関する条件付き一般競争入札（総務課）・・・・・・・48
- 第112号 公売公告（収納対策課）・・・・・・・52
- 第113号 クビアカツヤカミキリ防除対策業務に関する条件付き一般競争入札（総務課）・・・55
- 第114号 大和高田市地域防災計画等修正業務委託に関する条件付き一般競争入札（総務課）58
- 第115号 令和8年度基幹系アクティブディレトリサーバー一式リースに関する条件付き一般競争入札（総務課）・・・・・・・61

争入札（総務課）	62
第116号 令和8年度大和高田当麻線歩道・水路整備工事に関する条件付き一般競争入札（総務課）	65
第117号 クビアカツヤカミキリ防除対策業務（再度）に関する条件付き一般競争入札（総務課）	69
教育委員会	
教育委員会告示第12号 大和高田市教育委員会9月定例委員会の招集（教育総務課）	72
選挙管理委員会	
選挙管理委員会告示第26号 大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1等（選挙管理委員会）	73
農業委員会	
農業委員会告示第10号 大和高田市農業委員会10月定例委員会の招集（農業委員会）	74

公布された条例のあらまし

◇特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

1 理由

令和8年5月の専決処分不承認に伴う市長の責任問題について、6月定例会で提案した給料減額案（1か月間・10%）が否決されるとともに、議第31号令和8年度大和高田市病院事業会計補正予算（第1号）に対する附帯決議が付されました。

この市議会からの指摘及び附帯決議の趣旨を重く受け止め、自らをより一層厳しく律するため、市長の給与をさらに減額することとし、本条例の一部を改正するものです。

2 内容

令和8年10月1日から同月31日までの市長の給料月額の変額率について、現行の100分の15に100分の35を上乗せし、100分の50とします。（新附則第14項関係）

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（税務課）

1 理由

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 内容

1 個人市民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る所要の整備（第28条の3関係）

国税における扶養親族等申告書の提出が不要な場合であっても個人住民税にいて必要な情報が得られるよう、提出義務の範囲を拡大します。

2 固定資産税の免税点の金額変更に伴う条文の変更（第55条関係）

地方税法第351条の改正に伴い固定資産税の家屋及び償却資産の免税点の金額がそれぞれ30万円、180万円に引き上げられることから、変更後の金額に改めるものです。

3 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限の廃止（附則第6条関係）

令和9年度までの適用期限を廃止します。

4 個人市民税の住宅借入金特別税額控除に係る適用期限の延長（附則第7条の3関係）

控除の適用期限を5年延長します。

5 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例（附則第17条の2関係）

租税特別措置法に定められた土地等がその譲渡したときにおいて別に定められた法に基づく区域内にあるときは、優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす規定を新設します。

6 特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人市民税の課税の特例（附則第18条の4関係）

特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い、特定暗号資産の譲渡所得等に係る課税方式を「総合課税」から「申告分離課税」と変更し、当該譲渡所得等に対し一律5%の特例税率を適用する規定を新設します。

7 その他所要の規定の整備を行います。

3 施行期日

令和9年1月1日

令和9年4月1日

令和10年1月1日

金融商品取引及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

◇大和高田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例（市民協働課）

1 理由

地方自治法施行規則の一部改正により、認可地縁団体台帳の作成に係る条文が整備されたことに伴い改正するほか所要の改正を行います。

2 内容

1 「第19条第1項第1号へ」を「第18条の3第1項第6号」に改めます。（第2条関係）

2 「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改めます。（第4条関係）

3 「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改めます。（第12条関係）

3 施行期日

令和8年10月1日

◇大和高田市印鑑条例の一部を改正する条例（市民課）

1 理由

出入国管理及び難民認定法等が一部改正され、従来の在留カード又は特別永住者証明書と個人番号カードが一体化した特定在留カード又は特定特別永住者証明書の交付が開始されたことを受けて、印鑑登録証明書の交付に当たり特定在留カード又は特定特別永住者証明書をを用いることができる規定を整備するため、所要の規定を整備します。

2 内容

1 印鑑登録の証明を受けるに当たり、印鑑登録証に代えて、個人番号カードの提示を認めていたところ、特定在留カード又は特定特別永住者証明書の提示も認めるよう改正します。（第14条関係）

2 個人番号カードを個人番号カード等に改めます。（第14条の2関係）

3 所要の改正を行います。

3 施行期日

公布の日

◇医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（こども施策課）

1 理由

医療法等の一部を改正する法律の施行に伴い、社会保険診療報酬支払基金法に規定する「社会保険診療報酬支払基金」が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改組されることによる所要の改正を行います。

2 内容

第1条 大和高田市子ども医療費助成条例の一部改正

「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改めます。（第5条の2関係）

第2条 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正

「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改めます。（第4条の2関係）

第3条 大和高田市心身障害者医療費助成条例の一部改正

「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改めます。（第4条の2関係）

3 施行期日

令和8年10月1日

◇大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（企画整備課）

1 理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 内容

1 「第3項」を「第4項」に改めます。（第16条関係）

2 「第6条の2第5項」を「第6条の2第7項」に改めます。（第21条関係）

3 施行期日

公布の日

条 例

条例第13号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 14 令和8年10月1日から同月31日までの間、市長の給料月額、附則第3項の8の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から別表に規定する給料月額に100分の35を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第6条及び第6条の2第2項の規定を適用する場合における給料月額は、別表の額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第14号

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市税賦課徴収条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第27条第1項ただし書中「第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項」を「第28条の2第1項第3号並びに第28条の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第28条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第28条の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に経路すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（1） 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

（2） 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第11条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第44条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

（3） 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第11条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第28条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

（1） 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第55条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第79条第3項中「第33号の5様式」を「第34号様式」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第18条の6第1項」を「、附則第18条の4第1項又は附則第18条の6第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条の4及び第18条の5を次のように改める。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の4 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第17条第1項及び第2項並びに第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは

「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第18条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第18条の5 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第55条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日

(2) 第23条の2第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(3) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第18条の4及び第18の5の改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の大和高田市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第28条の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の大和高田市税賦課徴収条例第28条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1

項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の大和高田市税賦課徴収条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「3号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第18条の4の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第55条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

条例第15号

大和高田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

大和高田市認可地縁団体印鑑条例（平成6年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第19条第1項第1号へ」を「第18条の3第1項第6号」に改める。

第4条中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

第12条第1項中「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

条例第16号

大和高田市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市印鑑条例の一部を改正する条例

大和高田市印鑑条例（昭和57年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項ただし書中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって）」を「個人番号カード等（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）のうち」に改め、同条第2項中「印鑑登録証及び」を削る。

第14条の2中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第 1 7 号

医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

大和高田市長 堀内 大造

医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（大和高田市子ども医療費助成条例の一部改正）

第 1 条 大和高田市子ども医療費助成条例（平成 2 4 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 2 項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

（大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正）

第 2 条 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成 8 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 2 項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

（大和高田市心身障害者医療費助成条例の一部改正）

第 3 条 大和高田市心身障害者医療費助成条例（平成 8 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 2 項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

条例第18号

大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第3項」を「第4項」に改める。

第21条第1項中「第6条の2第5項」を「第6条の2第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則**規則第26号**

大和高田市保育所条例施行規則及び大和高田市基本時間外保育及び一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年9月9日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市保育所条例施行規則及び大和高田市基本時間外保育及び一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

（大和高田市保育所条例施行規則の一部改正）

第1条 大和高田市保育所条例施行規則（平成17年規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「

片塩保育所
浮孔保育所
天満保育所
みどり保育所
磐園保育所
高田西保育所

」を

「

みどり保育所
片塩保育所
浮孔保育所
天満保育所
磐園保育所
高田西保育所

」に改める。

（大和高田市基本時間外保育及び一時預かり事業の実施に関する規則の一部改正）

第2条 大和高田市基本時間外保育及び一時預かり事業の実施に関する規則（平成17年規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「

高田こども園
土庫こども園
片塩保育所
浮孔保育所
天満保育所
みどり保育所
磐園保育所
高田西保育所

」を

「

高田こども園

土庫こども園

みどり保育所

片塩保育所

浮孔保育所

天満保育所

磐園保育所

高田西保育所

」に改める。

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

規則第27号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年9月14日

大和高田市長 堀内 大造

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和57年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第7条の5中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第4号）第6条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
（葬祭補償の内払）
- 3 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第7条の5の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第2項の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第7条の5の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

規則第28号

大和高田市総合福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市総合福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市総合福祉会館条例施行規則（平成18年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 3 市長は、施設の使用を不許可とし、又は許可に係る事項の変更を不許可とした場合は、総合福祉会館使用（変更）不許可書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

第5条中「様式第3号」を「様式第4号」に改める。

第6条第2項中「様式第4号」を「様式第5号」に改める。

第7条中「様式第5号」を「様式第6号」に改める。

- 第8条第2項中「様式第6号」を「様式第7号」に改め、同条第3項中「様式第7号」を「様式第8号」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

宛

申請者

住所

団体名

氏名（代表者氏名）

電話

総合福祉会館使用（変更）申請書

総合福祉会館使用（変更）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

施設名	☐ 会議室 1		☐ 会議室 2		☐ 多目的室	
	☐ 教室		☐ 研修室			
	☐ 交流広間 1		☐ 交流広間 2		☐ 録音室	
使用日時①	年 月 日（ 曜日） 時 分から 時 分まで					
使用人員	人					
使用日時②	年 月 日（ 曜日） 時 分から 時 分まで					
使用人員	人					
使用日時③	年 月 日（ 曜日） 時 分から 時 分まで					
使用人員	人					
使用日時④	年 月 日（ 曜日） 時 分から 時 分まで					
使用人員	人					
使用目的						
特別な設備	☐ 設けない ☐ 設ける	内容	☐ マイクセット（有線 本・ワイヤレス 本）			
			☐ プロジェクター ☐ スクリーン ☐ DVDプレイヤー			
			☐ その他（ ）			
特記事項						

備考

- 1 変更申請の場合は、変更する欄のみ記入し、許可書を添付してください。
- 2 使用目的の欄には会議名、行事名等を記入してください。

受付番号	受付印
号	

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

印

総合福祉会館使用（変更）許可決定通知書

年 月 日付第 号で申請のあった総合福祉会館の使用について、その使用を許可します。

様式第7号を様式第8号とし、様式第3号から様式第6号までを1号ずつ繰り下げ、様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

印

総合福祉会館使用（変更）不許可決定通知書

年 月 日付け第 号により申請のあった総合福祉会館の使用について、その使用を不許可とします。

1 不許可とする理由

2 教示

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この決定については、この決定があったことを知った日（上記の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日（上記の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の大和高田市総合福祉会館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後における施設の使用について適用し、同日前における施設の使用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大和高田市総合福祉会館条例施行規則の様式による書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

規則第29号

大和高田市会計規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市会計規則等の一部を改正する規則
(大和高田市会計規則の一部改正)

第1条 大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）の一部を次のように改正する。

第15条及び第16条を次のように改める。

第15条及び第16条 削除

第34条から第38条までを次のように改める。

第34条から第38条まで 削除

第39条の見出し中「償還及び」を削り、同条第1項中「令第165条の4の規定により小切手の償還を受けようとする者及び」及び「小切手又は」を削り、同条第2項中「当該償還又は支払」を「当該支払」に改める。

第40条第3号中「繰り越し、又は小切手の振出しに係る支払未済金を支払未済繰越金に」を削り、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第46条中「、小切手を振り出し」を削る。

第48条第2項中「小切手を振り出し」を「口座振替依頼書又はこれに代わるものにより通知し」に改める。

第50条第2項中「小切手を振り出さなければならない」を「支払の手続を行わなければならない」に改める。

別表第1会計課の項中「(小切手の振出しを含む。)」を削る。

(大和高田市病院事業会計規則の一部改正)

第2条 大和高田市病院事業会計規則（平成19年規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「小切手の振出し又は」を削る。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

第31条及び第32条を次のように改める。

第31条及び第32条 削除

別表勘定科目表資産勘定の表中「、手許にある当座小切手、送金小切手、送金為替小切手」を削る。

(大和高田市下水道事業会計規則の一部改正)

第3条 大和高田市下水道事業会計規則（令和7年規則第21号）の一部を次のように改正する。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

第25条第1項中「小切手」を「証券」に改める。

第35条を次のように改める。

第35条 削除

第37条から第40条までを次のように改める。

第37条から第40条まで 削除

第41条第1項中「若しくは小切手の振出し又は隔地払依頼書若しくは公金振替書の交付若しくは」を「又は」に改める。

第42条及び第43条を次のように改める。

第42条及び第43条 削除

別表第1下水道事業勘定科目表資産勘定の表流動資産の款中「、小切手」を削る。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

訓 令**訓令第9号**

令和8年度大和高田市児童ホーム事業運営業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和8年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

令和8年度大和高田市児童ホーム事業運営業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

（設置）

第1条 令和8年度大和高田市児童ホーム事業運営業務委託に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、令和8年度大和高田市児童ホーム事業運営業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 実施要領及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- （2） 審査基準及び審査方法に関する事項
- （3） 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- （1） 副市長
- （2） こども・健康部長
- （3） 福祉部長
- （4） 総務部長
- （5） こども・健康部こども施策課長

3 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、副市長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、こども・健康部長をもってこれに充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（情報公開）

第6条 会議は、非公開とする。

2 会議において提案のために使用された資料のうち事業者から提出されたものについて、閲覧又は謄写の請求があったときは、当該請求を拒むことはできない。ただし、次項ただし書に規定するおそれが認められる部分については、これを除いて閲覧又は謄写に応じるものとする。

3 市長は、前項の資料の閲覧又は謄写に同意しない事業者を受託候補者の選定のための会議に参加させてはならない。ただし、資料の閲覧又は謄写についての同意が困難であることが客観的に明らかであり、かつ、資料の閲覧又は謄写をすることにより事業者の公募が実現できなくなるおそれ、その他会議の目的が達成できないおそれがあると認められるときは、この限りでない。

4 前項の規定に反して行われた選定行為は、無効とする。

（中立の保持）

第7条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

（守秘義務）

第8条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、こども・健康部保育幼稚園課において処理する。

（委任）

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、告示の日から施行する。

（この訓令の失効）

2 この訓令は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

告 示

告示第109号

令和8年度国民健康保険税納税通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和8年9月2日

大和高田市長 堀内 大造

1. 送達を受けるべき者

省略 市役所前掲示場掲示済

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第110号

令和8年9月10日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

令和8年9月3日

大和高田市長 堀内 大造

告示第111号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和8年9月9日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和8年8月5日	1									
令和8年8月6日	1									
令和8年8月12日	1									
令和8年8月25日									1	

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
令和8年8月20日	野口253-3先路上	1	
令和8年8月27日	中今里8-56先路上	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 危機管理課 生活安全担当 電話0745-22-1101代表

告示第112号

大和高田市に住民登録をしている下記の者について、住民基本台帳法第34条第2項の規定による調査の結果、居住していないことを確認したため、同法第8条及び住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定により、住民票を令和8年9月14日付けで消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年9月17日

大和高田市長 堀内 大造

省略 市役所前揭示場揭示済

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に対する取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日から6月以内に大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、提起しなければなりません（なお、この決定の通知を受けた日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合の決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

告示第113号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第6条の規定により告示します。

令和8年9月25日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

保管の告示から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和8年12月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和8年6月1日から令和8年6月30日までの間

告示第114号

令和8年9月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和8年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和8年度大和高田市一般会計補正予算（第3号）
- 2 令和8年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和8年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 4 令和8年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 令和8年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算（第1号）
- 6 令和8年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 7 令和8年度大和高田市一般会計補正予算（第4号）

令和8年度大和高田市一般会計補正予算（第3号）

令和8年度大和高田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,956,480千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		6,015,115	30,187	6,045,302
	2. 国庫補助金	667,797	30,187	697,984
19. 繰入金		487,619	4,778	492,397
	1. 基金繰入金	457,002	4,231	461,233
	2. 特別会計繰入金	30,617	547	31,164
20. 繰越金		0	4,335	4,335

	1. 繰越金	0	4,335	4,335
22. 市債		541,800	35,900	577,700
	1. 市債	541,800	35,900	577,700
補正されなかった科目に係る額		22,836,746	0	22,836,746
歳入合計		29,881,280	75,200	29,956,480

「第20款 繰越金」を新設する。

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,051,862	44,006	4,095,868
	1. 総務管理費	3,483,254	31,533	3,514,787
	2. 徴税費	337,194	12,473	349,667
3. 民生費		14,764,828	4,837	14,769,665
	1. 社会福祉費	7,420,599	3,504	7,424,103
	2. 児童福祉費	4,639,158	1,333	4,640,491
4. 衛生費		3,233,527	0	3,233,527
	1. 保健衛生費	1,309,893	0	1,309,893
7. 商工費		108,451	10,116	118,567
	1. 商工費	108,451	10,116	118,567
8. 土木費		1,502,636	16,241	1,518,877
	4. 都市計画費	1,032,171	16,241	1,048,412
補正されなかった科目に係る額		6,219,976	0	6,219,976
歳出合計		29,881,280	75,200	29,956,480

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
児童ホーム運営業務	令和9年度から 令和11年度まで	630,000千円
旧大和高田市勤労青少年ホーム解体工事	令和9年度	53,888千円

第3表 地方債補正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
税務システム整備 事業債	千円 12,500	（借入方法） 普通貸借又 は証券発行 の方法によ る。	% 4.0 以内 （ただし、利 率 見直し方式で借 入れる場合につ いて、利率の見直 しを行った後 においては、当該 見直し後の利率）	政府資金について は、その融資条件によ り、銀行その他の場合 にはその債権者と協定 するものによる。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び 償還期間を短縮し、又 は繰上償還もしくは低 利に借換えすることが できる。
旧勤労青少年ホーム 除却債	9,000	〃	〃	〃
計	21,500			

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市営斎場整備事業	千円 16,200	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 18,000	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
河川改良事業	24,700	〃	〃	〃	37,300	〃	〃	〃

令和8年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,007千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,468,507千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 国庫支出金		0	1,672	1,672
	2. 国庫補助金	0	1,672	1,672
9. 繰入金		745,363	335	745,698
	1. 一般会計繰入金	573,940	335	574,275

補正されなかった科目に係る額	6,721,137	0	6,721,137
歳入合計	7,466,500	2,007	7,468,507

「第3款 国庫支出金」を新設する。

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		135,386	2,007	137,393
	1. 総務管理費	105,806	2,007	107,813
補正されなかった科目に係る額		7,331,114	0	7,331,114
歳出合計		7,466,500	2,007	7,468,507

令和8年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和8年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93,636千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,569,537千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,722,149	256	1,722,405
	2. 国庫補助金	465,380	256	465,636
8. 繰越金		0	83,133	83,133
	1. 繰越金	0	83,133	83,133
9. 諸収入		26,877	10,247	37,124
	3. 雑入	26,467	10,247	36,714
補正されなかった科目に係る額		5,726,875	0	5,726,875

歳 入 合 計		7,475,901	93,636	7,569,537
「第8款 繰越金」を新設する。				
(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 地域支援事業費		308,772	256	309,028
	1. 介護予防・生活支援 総合事業費	275,752	256	276,008
5. 基金積立金		3,254	26,689	29,943
	1. 基金積立金	3,254	26,689	29,943
7. 諸支出金		26,548	66,691	93,239
	1. 償還金及び還付加算金	1,550	66,144	67,694
	3. 繰出金	24,998	547	25,545
補正されなかった科目に係る額		7,137,327	0	7,137,327
歳 出 合 計		7,475,901	93,636	7,569,537

令和8年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,740千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,391,640千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 繰入金		400,005	△129	399,876
	1. 一般会計繰入金	400,005	△129	399,876
4. 繰越金		0	2,740	2,740

	1. 繰越金	0	2,740	2,740
7. 国庫支出金		0	129	129
	2. 国庫補助金	0	129	129
補正されなかった科目に係る額		988,895	0	988,895
歳 入 合 計		1,388,900	2,740	1,391,640

「第4款 繰越金」、「第7款 国庫支出金」を新設する。

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		40,013	0	40,013
	1. 総務管理費	34,619	0	34,619
2. 後期高齢者医療広域連合負担金		1,342,787	2,740	1,345,527
	1. 後期高齢者医療広域連合負担金	1,342,787	2,740	1,345,527
補正されなかった科目に係る額		6,100	0	6,100
歳 出 合 計		1,388,900	2,740	1,391,640

令和8年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算（第1号）

令和8年度大和高田市の休日診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,133千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130,633千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9. 繰越金		0	19,133	19,133
	1. 繰越金	0	19,133	19,133

補正されなかった科目に係る額	111,500	0	111,500
歳入合計	111,500	19,133	130,633

「第9款 繰越金」を新設する。

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 基金積立金		310	19,133	19,443
	1. 基金積立金	310	19,133	19,443
補正されなかった科目に係る額		111,190	0	111,190
歳出合計		111,500	19,133	130,633

令和8年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度大和高田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 予算第4条に定めた資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的収入	1,813,432千円	0千円	1,813,432千円
第1項 企業債	1,537,000千円	△12,600千円	1,524,400千円
第5項 他会計借入金	0千円	12,600千円	12,600千円

（企業債の補正）

第3条 予算第5条に定めた企業債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法
下水道 事業債	623,900 千円	証書 借入	5.0% 以内（た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 場合につ いて、利 率の見直 しを行った 後におい ては、 当該見直 し後の利 率）	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他については 、その債権 者と協定する ものによる。 ただし、企業 財政の都合に より据置期間 及び償還期間 を短縮し、又 は繰上償還若 しくは低利に 借り換えるこ とができる。	611,300 千円	証書 借入	5.0% 以内（た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 場合につ いて、利 率の見直 しを行った 後におい ては、 当該見直 し後の利 率）	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他については 、その債権 者と協定する ものによる。 ただし、企業 財政の都合に より据置期間 及び償還期間 を短縮し、又 は繰上償還若 しくは低利に 借り換えるこ とができる。
資本費 平準化 債	913,100 千円				913,100 千円			

計	1,537,000 千円				1,524,000 千円			
---	-----------------	--	--	--	-----------------	--	--	--

令和8年度大和高田市一般会計補正予算（第4号）

令和8年度大和高田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,960,980千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
20. 繰越金		4,335	4,500	8,835
	1. 繰越金	4,335	4,500	8,835
補正されなかった科目に係る額		29,952,145	0	29,952,145
歳入合計		29,956,480	4,500	29,960,980

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 消防費		989,381	4,500	993,881
	1. 消防費	989,381	4,500	993,881
補正されなかった科目に係る額		28,967,099	0	28,967,099
歳出合計		29,956,480	4,500	29,960,980

公 告

公告第109号

入 札 公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和8年9月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	令和8年11月納品分学校給食用物資（青果物）納入
2 納入場所	大和高田市内8小学校及び3中学校 給食室
3 契約期間	令和8年11月1日から令和8年11月30日まで
4 履行内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 （1）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） （3）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けている者でないこと。 （4）（1）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）様式については、大和高田市ホームページの「入札公告（学校給食用物資）」よりダウンロードしてください。 （2）必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（本市指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（本市指定様式） ③ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ④ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ⑤ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届（指定様式） ※⑤については、支店長、営業所長等に入札、契約等に関する権限を委任する場合は委任状兼使用印鑑届を使用してください。 ※③～⑤は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。 （3）申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易

	書留郵便」に限る。）とします。 (4) 受付期間 令和8年9月1日（火）から令和8年9月8日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。 (5) 受付時間 午前9時00分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 2階 教育総務課
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 令和8年9月16日（水） (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、大和高田市ホームページ「入札公告（学校給食用物資）」に掲載の質疑応答票により、FAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期限 令和8年9月28日（月）午後4時30分まで (2) 質疑の送信先 大和高田市役所 教育総務課 FAX 0745-53-8033 (3) 回答方法及び期日 回答は、令和8年9月29日（火）午後5時までとし、FAXにより、本件入札参加資格を認めた者全てに行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和8年10月8日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 教育委員会事務局教育部 教育総務課 保健給食担当 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書の記載	入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、運搬費・消費税等込みの金額で記入してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置

	置を講じることとなります。
1 2 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和8年10月9日（金）午後2時30分 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、一般の閲覧にて公表します。
1 3 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札
1 4 落札者の決定	有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
1 5 契約保証金	免除します。
1 6 契約方法	入札書へ記載された契約希望金額により、契約を行います。
1 7 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第110号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和8年9月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	令和8年度職員用コンピュータ機器一式及びプリンター一式リース
2 設置場所	入札説明書（仕様書）のとおり
3 リース期間	令和8年10月1日から令和13年9月30日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （1）大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供（リース・レンタル）」に登録している者であること。 （2）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。 （4）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 （5）（2）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 （6）組合とその組合員について、同時に当該案件に入札参加資格確認申請を行っていないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 （2）必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 組合員名簿の写し（組合が参加する場合に限る。） （3）申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 （4）受付期間 令和8年9月1日（火）から令和8年9月8日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

	(5) 受付時間 午前9時から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 提出場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 4階総務部総務課 (7) 参加申請の取下げ 申請書等の提出後、当該案件への参加申請を取下げする場合は、(4)の受付期間内に入札参加資格確認申請取下申出書（以下「取下申出書」という。）を(6)の提出場所へ提出してください。取下申出書については、提出後の撤回はできないものとします。 (8) その他注意事項 組合とその組合員が同時に当該案件に入札参加資格確認申請を行っている場合（以下「組合員の重複」という。）には、該当する全ての者について当該案件の入札参加資格を認めないものとします。ただし、参加申請締切日までの間に当該案件への参加申請を取下げ、組合員の重複が解消された場合は、この限りではありません。
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。 (1) 受付期限 令和8年9月9日（水）午後4時まで (2) 送信先 大和高田市役所 総務部総務課 FAX 0745-52-2801 (3) 回答期限 令和8年9月10日（木）まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関する問い合わせは質問者にのみ回答します。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和8年9月16日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 総務課 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。

10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 （1）日時 令和8年9月17日（木）午前10時 （2）場所 大和高田市役所 3階会議室1 （3）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第111号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和8年9月2日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	令和8年度大和高田市航空写真撮影業務委託
2 履行場所	大和高田市全域
3 履行期間	契約締結日から令和9年3月23日（火）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「測量（航空測量）」又は大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「印刷類（地図・航空写真）」に登録している者であること。 （2）測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定に基づく測量業者の登録を行っていること。 （3）測量士の資格を有し、令和3年4月1日以降において、本市と規模（人口・面積）を同等以上とする固定資産税業務に資する航空写真撮影・オルソ作成・家屋異動判読業務の実績を有する者を主任技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者）を配置できる者であること。 （4）令和3年4月1日以降において、元請けで官公庁等発注の本市と規模（人口・面積）を同等以上とする固定資産税業務に資する航空写真撮影・オルソ作成・家屋異動判読業務の履行実績（全画素DSMの作成を含むものに限る。）を有する者であること。 （5）以下のすべての資格を認証取得している者であること。 ・情報セキュリティ・マネジメントシステム【ISO27001】 ・個人情報保護マネジメントシステム【JISQ15001】 ・品質マネジメントシステム【ISO9001】 （6）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （7）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。 （8）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 （9）（6）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 （10）組合とその組合員について、同時に当該案件に入札参加資格確認申請を行っていないこと。
6 競争入札参加資格確認	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類

認の申請	（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （１）様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 （２）必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ ５の（２）に係る登録証明書の写し ④ ５の（３）に係る配置予定者の資格者証の写し、雇用を証する書類の写し（雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は社会保険加入証明書の写し等）及び令和３年４月１日以降における実績を証するもの（契約書の写し、テクリスの印刷等） ⑤ ５の（４）に係る令和３年４月１日以降における履行実績を証するもの（契約書の写し、テクリスの印刷等） ⑥ ５の（５）に係る認証取得を証する書類の写し ⑦ 組合員名簿の写し（組合が参加する場合に限る。） （３）申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。 （４）受付期間 令和８年９月３日（木）から令和８年９月１１日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 （５）受付時間 午前９時から午後４時３０分まで。ただし、正午から午後１時までを除きます。 （６）提出場所・郵送先 〒６３５－８５１１ 大和高田市大中９番地４ 大和高田市役所 ４階総務部総務課 （７）参加申請の取下げ 申請書等の提出後、当該案件への参加申請を取下げする場合は、（４）の受付期間内に入札参加資格確認申請取下申出書（以下「取下申出書」という。）を（６）の提出場所へ提出してください。取下申出書については、提出後の撤回はできないものとします。 （８）その他注意事項 組合とその組合員が同時に当該案件に入札参加資格確認申請を行っている場合（以下「組合員の重複」という。）には、該当する全ての者について当該案件の入札参加資格を認めないものとします。ただし、参加申請締切日までの間に当該案件への参加申請を取下げ、組合員の重複が解消された場合は、この限りではありません。
７ 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 （１）郵送日 提出期限の翌日より３日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 （２）競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。 （３）競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。

8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。) (1) 受付期限 令和8年9月24日(木) 午後4時まで (2) 送信先 大和高田市役所 総務部総務課 FAX 0745-52-2801 (3) 回答期限 令和8年9月25日(金) まで 質疑回答は、入札情報公開システムに掲載します。なお、入札事務に関しての問い合わせは質問者にのみ回答します。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和8年9月29日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市総務課 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和8年9月30日(水) 午前10時 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 設計金額	¥7,010,000-(消費税等抜き)
17 最低制限比較価格	¥5,747,000-(消費税等抜き)

18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 電子契約	電子契約を希望する場合は、落札決定後に電子契約利用申出書に必要事項を記入しメールにて提出してください。 メールアドレス (soumu@city.yamatotakada.nara.jp)
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第112号

令和8年9月4日

大和高田市長 堀内 大造

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告します。
 国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。

公売参加申込開始日時	令和8年9月18日 午後1時00分
公売参加申込終了日時	令和8年10月6日 午後11時00分
公売参加申込場所	K S I 官公庁オークションホームページ
公売開始日時	令和8年10月13日 午後1時00分
公売締切日時	令和8年10月15日 午後11時00分
公売場所	K S I 官公庁オークションホームページ
公売方法	期間せり売り
開札日時	令和8年10月16日 午前10時00分
開札場所	K S I 官公庁オークションホームページ
売却決定日時	令和8年10月23日 午前10時00分
売却決定場所	大和高田市収納対策課
買受代金納付期限	令和8年10月23日 午後2時30分
買受代金納付場所	大和高田市役所又は銀行口座
公売保証金額	※詳細は、別紙公売財産一覧表のとおり
公売財産及び見積価額	※詳細は、別紙公売財産一覧表のとおり
買受人の資格その他要件	本紙ホームページ掲載の「大和高田市インターネット公売ガイドライン」のとおり
公売財産上の質権者抵当権者等の権利の内容の申し出について	公売財産上に質権、抵当権、先取得権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有するものは、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。
<その他の事項> 1 買受代金の支払いは銀行振込でお願いします。振込手数料は買受人負担となります。 2 見積価額に達した入札者等が無い場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。 3 一度提出した入札書は、引替え、変更又は取消しをすることができません。 4 買受人が買受代金を納付するときまでに滞納金額完納の事実が証明されたとき、又は取り消すべき理由があるときは、公売を取り消します。 5 買受代金を納付の期限までに納付しないときは、公売保証金はお返しできません。 6 公売財産は、買受代金納付時の現状有姿で引渡しとなります。なお、下見会の実施予定はありません。 7 引渡の時期及び場所は、原則として大和高田市が指定することとします。 8 執行機関が交付する「売却決定通知書」を保管人に提示して引渡しを受ける場合は、当該保管人から公売財産の引渡しを受けてください。この場合において、「売却決定通知書」の交付により執行機関から買受人に対する公売財産の引渡しは完了したことになります。 保管人が公売財産の現実の引渡しを拒否しても、執行機関はその現実の引渡しを行う義務を負いません。	

- 9 引渡し後に隠れた瑕疵を発見しても大和高田市は一切責任を負わず返品も受け付けません。また、不調や故障についての補償も一切行いません。
- 10 引渡しに係る費用及び買受代金納付後に保管費用が発生する場合、それらの費用は買受人負担となります。また、現地引渡のみの公売財産につきましては、当該公売財産の取外し等にかかる費用は買受人負担となります。具体的な方法につきましては保管人と買受人間で協議してください。
- 11 買受人が公売財産の所有権を取得する時期は、買受代金を完納したときです。したがって、所有権取得後の財産のき損焼失等による損害は買受人の負担となります。
- 12 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、名義変更にかかる費用等）は、買受人の負担となります。
- 13 公売物件の所有者が適格請求書（インボイス）発行事業者の場合、希望される買受人の方にはインボイスを発行いたします。また、公売手続期間中において、滞納者から登録申請があった場合あるいは取消し・事業廃止届出書等が提出される場合などが想定され、インボイス発行に対応できないことも考えられます。その点は予めご了承ください。

別紙

公売財産一覧表

売却 区分番号	見積価額 (円)	公売保証金 (円)	名称・種類・数量等
2	7,000	1,000	種類 衣類(ダウンジャケット)
			数量 1点 黒色
			メーカー タグに「TATRAS」と記載あり
			サイズ等 「02」と記載あり 桁丈:約84cm 着丈:約59cm 身幅:約49cm
			素材等 本体:ナイロン95% ポリウレタン5% 詰物:ダウン90% フェザー10%
3	6,000	1,000	種類 衣類(ダウンジャケット)
			数量 1点 黒色
			メーカー タグに「AI riders on the storm」と記載あり
			サイズ等 「46」と記載あり 着丈:62cm 肩幅:約45cm 身幅:約54cm 袖丈:約65cm
			素材等 本体:ナイロン100% 詰物:ダウン90% フェザー10%
			種類 衣類(ジップアップスウェット)
			数量 1点 灰色
			メーカー タグに「HYDROGEN」と記載あり
			サイズ等 「L」と記載あり 着丈:72cm 肩幅:約44cm 身幅:約53cm 袖丈:約70cm
			素材等 本体:綿100%
			種類 鞆(クラッチバッグ)
			数量 1点 黒色
			メーカー 鞆の外・内側に「N°21」と印字あり(内側にはMADE IN ITALYの印字あり)
			サイズ等 縦:約26cm 横:約36cm マチ:約1cm
			素材等 皮革製品と思われる

公告第113号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和8年9月7日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	クビアカツヤカミキリ防除対策業務
2 履行場所	大和高田市大字大中 外地内
3 業務期間	契約締結日から令和9年1月31日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （1）次のいずれかに登録している者であること。 ① 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供（その他）」 ② 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「その他（植木・花・園芸用品）」 ③ 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「造園工事」 （2）奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。 （3）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。 （5）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 （6）（3）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 （7）組合とその組合員について、同時に当該案件に入札参加資格確認申請を行っていないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 （2）必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 組合員名簿の写し（組合が参加する場合に限る。）

	(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 (4) 受付期間 令和8年9月7日（月）から令和8年9月24日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (5) 受付時間 午前9時から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 提出場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 4階総務部総務課 (7) 参加申請の取下げ 申請書等の提出後、当該案件への参加申請を取下げする場合は、(4)の受付期間内に入札参加資格確認申請取下申出書（以下「取下申出書」という。）を(6)の提出場所へ提出してください。取下申出書については、提出後の撤回はできないものとします。 (8) その他注意事項 組合とその組合員が同時に当該案件に入札参加資格確認申請を行っている場合（以下「組合員の重複」という。）には、該当する全ての者について当該案件の入札参加資格を認めないものとします。ただし、参加申請締切日までの間に当該案件への参加申請を取下げ、組合員の重複が解消された場合は、この限りではありません。
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。 (1) 受付期限 令和8年9月28日（月）午後4時まで (2) 送信先 大和高田市役所 総務部総務課 FAX 0745-52-2801 (3) 回答期限 令和8年9月30日（水）まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関しての問い合わせは質問者にのみ回答します。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和8年10月6日（火）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799

	大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 総務課 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和8年10月7日（水）午前10時 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第114号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この業務は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和8年9月15日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- （1）業務番号 高契第29号
- （2）業務名 大和高田市地域防災計画等修正業務委託
- （3）履行場所 大和高田市全域
- （4）履行期間 契約締結日から令和10年3月22日（水）まで
- （5）業務内容 入札説明書（仕様書）のとおりに
- （6）予定価格 20,640,000円（税抜き）
- （7）設計金額 20,640,000円（税抜き）
- （8）最低制限比較価格 16,433,000円（税抜き）
- （9）入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- （1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（都市計画及び地方計画）に登録している者であること。
- （2）奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。
- （3）令和3年4月1日以降において、官公庁等発注の地域防災計画策定業務又は修正業務を元請けで履行した実績（ただし、公告時点において完了している者に限る。）を有する者であること。
- （4）次に掲げるいずれかの資格を有する者を管理技術者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）として配置できる者であること。なお、（5）の照査技術者との兼務は認めない。
 - ① 技術士（「総合技術監理部門：都市計画及び地方計画」）
 - ② 技術士（「建設部門：都市計画及び地方計画」）
 - ③ RCCM（都市計画及び地方計画）
- （5）次に掲げるいずれかの資格を有する者を照査技術者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）として配置できる者であること。なお、（4）の管理技術者との兼務は認めない。
 - ① 技術士（「総合技術監理部門：都市計画及び地方計画」）
 - ② 技術士（「建設部門：都市計画及び地方計画」）
 - ③ RCCM（都市計画及び地方計画）
- （6）情報セキュリティマネジメントシステム【ISO/IEC 27001（JIS Q 27001）】の資格を認証取得している者であること。
- （7）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- （8）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又

は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

（9）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。

（10）（7）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和8年9月15日（火） ～ 令和8年10月7日（水）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和8年9月15日（火） ～ 令和8年10月7日（水）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和8年10月1日（木） 午後4時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和8年10月5日（月）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書の提出	令和8年9月24日（木） ～ 令和8年10月6日（火）	
開札の日時	令和8年10月7日（水） 午前10時30分	大和高田市役所 総務課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後10時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

4 入札書における金額の記載方法

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札

イ 入札に参加する資格の無い者のした入札

ウ 他人のICカードを使用した入札

エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札

オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札

- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- (2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。
- ア 事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部総務課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。
- なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。
- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。
- ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。
- ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
 - ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
 - ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの
- イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍

方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

(6) 電子契約について

電子契約を希望する場合は、電子契約利用申出書に必要事項を記入し、事後審査時に電子入札システムにて提出又は、落札候補者決定の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に総務課宛にメールにて提出すること。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部総務課

TEL（0745）22-1101

FAX（0745）52-2801

メールアドレス（soumu@city.yamatotakada.nara.jp）

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL（0570）021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス（sys-e-cydeenasphep.rx@ml.hitachi-sistems.com）

公告第115号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和8年9月16日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	令和8年度基幹系アクティブディレクトリサーバー式リース
2 設置場所	大和高田市役所内
3 賃貸借期間	令和9年3月1日から令和14年2月29日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （1）大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供（リース・レンタル）」に登録している者であること。 （2）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。 （4）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 （5）（2）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 （6）組合とその組合員について、同時に当該案件に入札参加資格確認申請を行っていないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 （2）必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 組合員名簿の写し（組合が参加する場合に限る。） （3）申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 （4）受付期間 令和8年9月16日（水）から令和8年10月5日（月）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

	(5) 受付時間 午前9時から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 提出場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 4階総務部総務課 (7) 参加申請の取下げ 申請書等の提出後、当該案件への参加申請を取下げする場合は、(4)の受付期間内に入札参加資格確認申請取下申出書（以下「取下申出書」という。）を(6)の提出場所へ提出してください。取下申出書については、提出後の撤回はできないものとします。 (8) その他注意事項 組合とその組合員が同時に当該案件に入札参加資格確認申請を行っている場合（以下「組合員の重複」という。）には、該当する全ての者について当該案件の入札参加資格を認めないものとします。ただし、参加申請締切日までの間に当該案件への参加申請を取下げ、組合員の重複が解消された場合は、この限りではありません。
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。 (1) 受付期限 令和8年10月8日（木）午後4時まで (2) 送信先 大和高田市役所 総務部総務課 FAX 0745-52-2801 (3) 回答期限 令和8年10月13日（火）まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関する問い合わせは質問者にのみ回答します。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和8年10月19日（月）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 総務課 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。

10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 （1）日時 令和8年10月20日（火）午前10時 （2）場所 大和高田市役所 3階会議室1 （3）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第116号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和8年9月18日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- （1）工事番号 高契第29号
- （2）工 事 名 令和8年度大和高田当麻線歩道・水路整備工事
- （3）工事場所 大和高田市 大字市場 地内
- （4）工事期間 契約締結日から令和9年2月26日（金）まで
- （5）工事内容 入札説明書（仕様書）のとおりに
- （6）予定価格 8,579,000円（税抜き）
- （7）設計金額 8,579,000円（税抜き）
- （8）最低制限比較価格 7,670,000円（税抜き）
- （9）入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- （1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。
- （2）大和高田市格付け等級がD級の者であること。
- （3）大和高田市内に本店を有する者であること。
- （4）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （6）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- （7）（4）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和8年9月18日（金） ～ 令和8年10月9日（金）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0

設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和8年9月18日（金） ～ 令和8年10月9日（金）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和8年10月5日（月） 午後4時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和8年10月7日（水）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和8年9月28日（木） ～ 令和8年10月8日（木）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和8年10月9日（金） 午前10時	大和高田市役所 総務課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後10時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあっては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上

の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部総務課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカードを使用してください。ＩＣカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

（1）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

（2）契約保証金について

免除します。

（3）前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

（4）部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

（5）電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

（6）電子契約について

電子契約を希望する場合は、電子契約利用申出書に必要事項を記入し、事後審査時に電子入札システムにて提出又は、落札候補者決定の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に総務課宛にメールにて提出すること。

10 お問い合わせ先

（1）入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部総務課

TEL（0745）22-1101

FAX（0745）52-2801

メールアドレス（soumu@city.yamatotakada.nara.jp）

（2）電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL（0570）021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス（sys-e-cydeenasphep.rx@ml.hitachi-sistems.com）

公告第117号

入札公告（再度公告）

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和8年9月29日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	クビアカツヤカミキリ防除対策業務（再度）
2 履行場所	大和高田市大字大中 外地内
3 業務期間	契約締結日から令和9年1月31日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （1）次のいずれかに登録している者であること。 ① 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供（その他）」 ② 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「その他（植木・花・園芸用品）」 ③ 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「造園工事」 （2）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。 （4）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 （5）（2）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 （6）組合とその組合員について、同時に当該案件に入札参加資格確認申請を行っていないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 （2）必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 組合員名簿の写し（組合が参加する場合に限る。）

	(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 (4) 受付期間 令和8年9月29日（火）から令和8年10月9日（金）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前9時から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 提出場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 4階総務部総務課 (7) 参加申請の取下げ 申請書等の提出後、当該案件への参加申請を取下げする場合は、(4)の受付期間内に入札参加資格確認申請取下申出書（以下「取下申出書」という。）を(6)の提出場所へ提出してください。取下申出書については、提出後の撤回はできないものとします。 (8) その他注意事項 組合とその組合員が同時に当該案件に入札参加資格確認申請を行っている場合（以下「組合員の重複」という。）には、該当する全ての者について当該案件の入札参加資格を認めないものとします。ただし、参加申請締切日までの間に当該案件への参加申請を取下げ、組合員の重複が解消された場合は、この限りではありません。
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。 (1) 受付期限 令和8年10月14日（水）午後4時まで (2) 送信先 大和高田市役所 総務部総務課 FAX 0745-52-2801 (3) 回答期限 令和8年10月16日（金）まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関する問い合わせは質問者にのみ回答します。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和8年10月22日（木）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799

	大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 総務課 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和8年10月23日（金）午前10時 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

教育委員会

教育委員会告示第12号

大和高田市教育委員会9月定例委員会を次のとおり招集する。

令和8年9月24日

大和高田市教育委員会教育長 安川 禎亮

1 日時

令和8年10月1日（木）午後2時10分

2 場所

市役所5階 会議室8

3 議案

第1号 令和8年度教育委員会表彰被表彰者について

第2号 後援願いについて

第3号 その他

選挙管理委員会**選挙管理委員会告示第26号**

令和8年9月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和8年9月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

3分の1の数	17,737	人
6分の1の数	8,869	人
50分の1の数	1,065	人

農業委員会

農業委員会告示第10号

大和高田市農業委員会10月定例委員会を次のとおり招集する。

令和8年9月28日

大和高田市農業委員会会長 梅田 昌宏

1 日時

令和8年10月9日（金曜日）午後3時

2 場所

大和高田市役所5階 会議室6

3 議案

第1号 農地法第3条第1項の規定による申請について

第2号 農地法第5条の規定による申請について

第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による
農用地利用集積等促進計画について

第5号 その他